証券コード　5212
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都墨田区文花二丁目15番９号
不二硝子株式会社
代表取締役社長　小　熊　信　一

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第87回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後４時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都墨田区文花二丁目15番９号　当社本社会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項
　　１．第87期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第87期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)５名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
　　第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.silicox.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、各地で異常気象による災害等があった一方で、2020東京オリンピックに向け国内はかつてない勢いで景気回復を果たしておりましたが、2020年1月以降の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、政府による外出制限等の要請により景気後退を余儀なくされ、雇用情勢の不安も重なり予断を許さない状況が続いております。さらに世界的な拡大に伴い世界経済の下振れが懸念され不透明な状況が続いております。

当社グループの属する医薬容器業界は、主需要先の医薬業界において、昨年10月の消費増税に伴う薬価改定の実施や毎年薬価改定への動きを受け経営戦略等のさらなる見直しが進み、当業界の主力製品である「アンプル・管瓶」の需要が低調に推移した厳しい経営環境にありました。

このような環境下、当社グループといたしましては、主要製品はじめ関連商品の拡販と、さらなる諸経費の削減や品質水準向上に全力を注ぎ、業績の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の売上高につきましては、「アンプル」や「管瓶」の売上が減少したことで前年を下回り、売上高24億５千２百万円（前期比0.9%減）となりました。

利益面につきましては、稼働率・製造歩留りの向上及びさらなる経費削減に取り組んだ結果、前年と比較して営業利益は３千５百万円（前期比29.8%増）、経常利益は６千６百万円（同28.9%増）とそれぞれ増加しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は４千６百万円（同59.3%減）と減少しました。但し、前年には不動産の売却を行い特別利益として１億２千万円計上があったことが要因であります。

② 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は５千４百万円となっており、主なものは次のとおりであります。

建物の改修	23百万円
機械装置の購入	20百万円

③ 資金調達の状況

当期において、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 84 期 (2017年３月期)	第 85 期 (2018年３月期)	第 86 期 (2019年３月期)	第 87 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　　上　　高(百万円)	2,694	2,507	2,474	2,452
経　常　利　益(百万円)	91	89	51	66
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	56	51	115	46
１株当たり当期純利益　(円)	27.04	25.11	55.94	22.78
総　　資　　産(百万円)	3,568	3,695	3,832	4,016
純　　資　　産(百万円)	2,375	2,512	2,709	2,838
１株当たり純資産　(円)	1,118.81	1,184.54	1,279.19	1,341.90

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
常磐硝子株式会社	4,500万円	76.7%	アンプル・管瓶・試験管の製造

常磐硝子の売上高は７億４千７百万円（前期比3.3%増）、当期純利益は５百万円（前期比47.9%減）であり、全て当社に対する売上であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、内外の諸情勢からみて、今後とも厳しい状況が予想されますが、当社グループにおきましては、企業体質の強化を図るために、引き続き「品質の強化」「売上の拡大」「コストの低減」「管理体制の強化」を重要テーマとして、徹底した経費の節減を行い原価の低減に傾注するとともに、製造設備の整備を進め相互補完による最適生産など連結経営のより一層の強化を図り、積極的な販売活動と営業拡大を行い業績向上に努力を重ねてまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

アンプル・管瓶・試験管他の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

① 当社

本社・工場　　東京都墨田区

② 子会社

常磐硝子株式会社　　福島県いわき市

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況　　179名　　（前期比 ９名増）

（注） 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115名	7名増	34.6歳	14.5年

（注） 使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	172,800千円
株式会社きらぼし銀行	12,000
みずほ信託銀行株式会社	5,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,000,000株

② 発行済株式の総数　2,142,000株

③ 株主数　575名

④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
小熊信一	981,738株	47.75%
小熊千恵子	116,355株	5.65%
小熊雄二	94,740株	4.60%
前田硝子株式会社	86,205株	4.19%
株式会社みずほ銀行	75,600株	3.67%
大阪硝子株式会社	40,000株	1.94%
末松國彦	30,400株	1.47%
菊池方子	30,000株	1.45%
久保田正明	30,000株	1.45%
東京東信用金庫	28,350株	1.37%
中央商工株式会社	28,350株	1.37%

（注）１．当社は自己株式を86,243株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小熊 信一	常磐硝子株式会社 取締役
常務取締役	丸山 光二	常磐硝子株式会社 監査役
取締役	猪瀬 康晴	営業部長
取締役	坂田 俊一	生産部長
取締役	寺山 博幸	品質保証部長
常勤監査役	原田 眞樹	常磐硝子株式会社 監査役
監査役	井上 眞一	税理士
監査役	神谷 晋	弁護士

（注）１．監査役井上眞一氏及び監査役神谷晋氏は、社外監査役であります。

２．監査役井上眞一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役井上眞一氏は、税理士の資格を有しております。

３．当社は、井上眞一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

③　取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	5名	62,863千円
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	10,628 (2,740)
合計	8	73,491

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額7,562千円（取締役５名分6,439千円、監査役３名分1,123千円（うち社外監査役２名分340千円））が含まれております。

④　社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況及び発言状況
井上眞一	社外監査役	当事業年度開催の取締役会８回のうち８回、監査役会６回のうち６回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
神谷晋	社外監査役	当事業年度開催の取締役会８回のうち８回、監査役会６回のうち６回に出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人　元和

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化をはかり、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定並びに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。

② 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。

③ 内部統制を推進する組織を設置し、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、役員会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要な文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総務部部長が、当社グループのリスクを総括的に管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務状況の監視・監督を行う。

② 社長以下取締役、常勤監査役、関連会社の取締役をメンバーとする役員会を原則毎週開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の迅速適正な運営をはかる。

③ 業務分掌規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社に取締役及び監査役を派遣し、経営を把握し、業務の適正化を推進する。また、会社の業務の状況は、毎週開催される役員会並びに部課長会議で定期的に報告される。

② 会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切で、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認する体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとする。

② 当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、その意見を尊重してこれを行う。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役に対し、次の事項について遅滞なく報告するものとし、監査役は取締役会、役員会その他重要な会議に出席して報告を受けるものとする。

また、監査役に対して当該通報及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

・取締役会決議事項・報告事項
・月次・四半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
・会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する行為
・内部監査結果の状況
・子会社に関する重要な事項
・その他重要な稟議・決裁事項

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備状況について意見を交換し、相互の意思疎通をはかる。

② 監査役は、定期的に監査法人から会計監査の方法及び結果について報告等を受け、意見を交換する。

③ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

・取締役会を８回開催し、重要事項の決定等を行っております。また、役員会を50回開催し、重要事項等の審議等を行っております。なお、本会議体等の場において、損失が伴うおそれのあるリスク情報やコンプライアンス関連情報の対応報告、検討も行っております。
・定期的に内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,863,714**	**流動負債**	**480,070**
現金及び預金	618,928	買掛金	129,335
受取手形及び売掛金	630,639	１年内返済予定の長期借入金	111,800
有価証券	252,040	未払法人税等	16,889
商品及び製品	276,399	未払事業所税	7,304
仕掛品	3,306	賞与引当金	61,504
原材料及び貯蔵品	41,345	その他	153,238
未収入金	38,935	**固定負債**	**698,117**
その他	2,876	長期借入金	78,000
貸倒引当金	△757	繰延税金負債	301,864
固定資産	**2,152,952**	役員退職慰労引当金	176,176
有形固定資産	**887,812**	退職給付に係る負債	113,245
建物及び構築物	339,635	資産除去債務	28,831
機械装置及び運搬具	88,116	**負債合計**	**1,178,187**
工具、器具及び備品	10,071	**純資産の部**	
土地	442,518	**株主資本**	**2,008,638**
建設仮勘定	7,470	**資本金**	**107,100**
無形固定資産	**2,177**	**資本剰余金**	**582**
電話加入権	1,033	**利益剰余金**	**1,934,804**
ソフトウェア	1,143	**自己株式**	**△33,848**
投資その他の資産	**1,262,962**	**その他の包括利益累計額**	**749,975**
投資有価証券	1,214,920	**その他有価証券評価差額金**	**749,975**
出資金	1,720	**非支配株主持分**	**79,864**
繰延税金資産	12,019	**純資産合計**	**2,838,478**
敷金及び保証金	744		
その他	40,865		
貸倒引当金	△7,307		
資産合計	**4,016,666**	**負債純資産合計**	**4,016,666**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,452,971**
売上原価		**1,968,143**
売上総利益		**484,827**
販売費及び一般管理費		**448,859**
営業利益		**35,968**
営業外収益		
受取利息	110	
受取配当金	18,162	
受取賃貸料	8,460	
その他	9,452	36,185
営業外費用		
支払利息	1,923	
賃貸費用	4,095	6,018
経常利益		**66,135**
特別利益		
固定資産売却益	71	
投資有価証券売却益	6,505	6,576
特別損失		
固定資産除却損	160	160
税金等調整前当期純利益		**72,552**
法人税、住民税及び事業税	27,460	
法人税等調整額	△3,338	24,121
当期純利益		**48,430**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,607
親会社株主に帰属する当期純利益		**46,823**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日　期首残高	107,100	582	1,903,399	△33,848	1,977,233
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△15,418		△15,418
親会社株主に帰属する当期純利益			46,823		46,823
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	31,405	―	31,405
2020年３月31日　期末残高	107,100	582	1,934,804	△33,848	2,008,638

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2019年４月１日　期首残高	652,471	652,471	79,307	2,709,012
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△15,418
親会社株主に帰属する当期純利益				46,823
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	97,503	97,503	557	98,061
連結会計年度中の変動額合計	97,503	97,503	557	129,466
2020年３月31日　期末残高	749,975	749,975	79,864	2,838,478

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　常磐硝子株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　　連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

ロ．たな卸資産

・製品、仕掛品　　売価還元法によっております。ただし、仕入製品は、最終仕入原価法によっております。

・原材料、貯蔵品　　最終仕入原価法によっております。

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　15～65年

機械装置及び運搬具　　６～９年

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
ハ．役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職金規定に基づく期末要支給額から中小企業退職金共済制度から支給される金額を控除した額を当連結会計年度末における退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	171,594千円
土地	132,187千円
計	303,782千円

② 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	103,400千円
長期借入金	74,400千円
計	177,800千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,023,150千円

(3) 受取手形裏書譲渡高　88,171千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,142,000株	－株	－株	2,142,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	86,243株	－株	－株	86,243株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年６月27日定時株主総会	普通株式	15,418	7.50	2019年３月31日	2019年６月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,418	7.50	2020年３月31日	2020年６月29日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、社債発行及び銀行借入による方針であります。また、株式投資として取引先企業との業務提携等に関連する投資を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの経理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況は毎週開催される役員会における営業報告等で把握する体制としております。

有価証券については、資金運用の一環として、合同運用の金銭信託を保有しており、発行体の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されております。これらの発行体の信用リスク及び有価証券の発行体の信用リスクに関しては、時価や格付け情報を定期的に確認することで管理しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日となっております。

借入金は主に設備投資に係る資金調達及び運転資金の調達によるものであります。これらのうち変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。((注)2.を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	618,928	618,928	－
② 受取手形及び売掛金	630,639		
貸倒引当金（*）	△757		
	629,882	629,882	－
③ 未収入金	38,935	38,935	－
④ 有価証券及び投資有価証券	1,464,955	1,464,955	－
資産計	2,752,701	2,752,701	－
① 買掛金	129,335	129,335	－
② 未払法人税等	16,889	16,889	－
③ 未払事業所税	7,304	7,304	－
④ 長期借入金	189,800	189,752	47
負債計	343,328	343,280	47

(*) 受取手形及び売掛金に対して設定している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資　産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。合同運用の金銭の信託は、取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

① 買掛金、② 未払法人税等、③ 未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	2,005

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3．金融債権の連結決算日後における償還予定額

区　分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	618,928	－	－	－
受取手形及び売掛金	630,639	－	－	－
未収入金	38,935	－	－	－
合　計	1,288,503	－	－	－

4．長期借入金の連結決算日後における返済予定額

区　分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	111,800	56,000	17,000	5,000	－	－

５．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用の不動産（土地を含む。）を有しております。

当連結会計年度における賃貸等不動産に関する損益は、4,330千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用及び遊休資産関連費は営業外費用に計上）であります。なお、減損損失はありません。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
288,084千円	△1,130千円	286,954千円	535,247千円

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算出した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,341円90銭

(2) １株当たり当期純利益　22円78銭

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,617,252**	**流動負債**	**489,556**
現金及び預金	412,606	買掛金	201,782
受取手形	208,100	１年内返済予定の長期借入金	111,800
売掛金	422,538	未払金	18,665
有価証券	252,040	未払費用	56,732
商品及び製品	232,963	未払法人税等	15,214
仕掛品	3,249	未払事業所税	5,509
原材料及び貯蔵品	17,491	未払消費税等	20,872
未収入金	65,894	預り金	13,572
その他	3,123	賞与引当金	42,504
貸倒引当金	△757	その他	2,903
固定資産	**2,067,858**	**固定負債**	**651,576**
有形固定資産	**767,807**	長期借入金	78,000
建物	261,936	繰延税金負債	301,864
構築物	8,098	退職給付引当金	113,245
機械及び装置	67,256	役員退職慰労引当金	144,494
車両運搬具	4,439	資産除去債務	13,973
工具、器具及び備品	8,051	**負債合計**	**1,141,132**
土地	410,555	**純資産の部**	
建設仮勘定	7,470	**株主資本**	**1,794,003**
無形固定資産	**1,550**	**資本金**	**107,100**
電話加入権	406	**資本剰余金**	**582**
ソフトウェア	1,143	資本準備金	582
投資その他の資産	**1,298,500**	**利益剰余金**	**1,720,169**
投資有価証券	1,214,920	利益準備金	26,775
関係会社株式	48,300	その他利益剰余金	1,693,394
出資金	1,620	固定資産圧縮積立金	16,418
敷金及び保証金	744	土地圧縮積立金	106,739
保険積立金	31,263	別途積立金	1,226,000
その他	5,651	繰越利益剰余金	344,236
貸倒引当金	△4,000	**自己株式**	**△33,848**
		評価・換算差額等	**749,975**
		その他有価証券評価差額金	**749,975**
資産合計	**3,685,110**	**純資産合計**	**2,543,978**
		負債純資産合計	**3,685,110**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,452,971**
売上原価		**2,044,416**
売上総利益		**408,555**
販売費及び一般管理費		**388,580**
営業利益		**19,974**
営業外収益		
受取利息	102	
受取配当金	21,612	
受取賃貸料	18,416	
その他	9,167	49,298
営業外費用		
支払利息	1,923	
貸与資産減価償却費	4,083	
賃貸費用	4,095	10,101
経常利益		**59,171**
特別利益		
投資有価証券売却益	6,505	6,505
特別損失		
固定資産除却損	160	160
税引前当期純利益		**65,516**
法人税、住民税及び事業税	24,007	
法人税等調整額	△3,472	20,534
当期純利益		**44,981**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年４月１日　期首残高	107,100	582	582	26,775	17,022	106,739	1,226,000	314,068	1,690,605	△33,848	1,764,439
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩					△604			604	－		－
剰余金の配当								△15,418	△15,418		△15,418
当期純利益								44,981	44,981		44,981
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△604	－	－	30,168	29,563	－	29,563
2020年３月31日　期末残高	107,100	582	582	26,775	16,418	106,739	1,226,000	344,236	1,720,169	△33,848	1,794,003

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日　期首残高	652,471	652,471	2,416,910
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△15,418
当期純利益			44,981
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	97,503	97,503	97,503
事業年度中の変動額合計	97,503	97,503	127,067
2020年３月31日　期末残高	749,975	749,975	2,543,978

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・仕掛品　売価還元法による原価法によっております。ただし、仕入製品は最終仕入原価法によっております。

・原材料・貯蔵品　最終仕入原価法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～65年
機械及び装置	６～９年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(退職金規定に基づく期末要支給額から中小企業退職金共済制度から支給される金額を控除した額)の見込み額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	171,594千円
土地	132,187千円
計	303,782千円

② 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	103,400千円
長期借入金	74,400千円
計	177,800千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,555,146千円

(3) 受取手形裏書譲渡高　88,171千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	27,247千円
② 短期金銭債務	72,542千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	482,310千円
販売費及び一般管理費	1,068千円
営業取引以外による取引高	10,797千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	86,243株	－株	－株	86,243株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,014千円
未払事業税	1,531千円
未払社会保険料	1,889千円
有償支給未実現利益	1,815千円
たな卸資産評価損	6,195千円
退職給付引当金	34,675千円
役員退職慰労引当金	44,244千円
投資有価証券減損	9,586千円
減損損失	4,710千円
資産除去債務	4,278千円
その他	1,931千円
繰延税金資産小計	123,873千円
評価性引当額	△41,864千円
繰延税金資産合計	82,008千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	△97千円
固定資産圧縮積立金	△6,955千円
土地圧縮積立金	△47,107千円
その他有価証券評価差額金	△329,711千円
繰延税金負債合計	△383,872千円
繰延税金負債の純額	△301,864千円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	常磐硝子株式会社	45,000	アンプル・管瓶・試験管の製造	76.7	役員の兼任	製品の仕入	原材料の有償支給(注1)	－	未収入金	26,958
							製品の仕入(注1)	482,310	買掛金	72,447
						製造設備の貸与	賃貸料の受取(注2)	9,956	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．製品の仕入については、製造原価率等を勘案し交渉により決定しております。また、原材料の有償支給の取引金額は、製品の仕入の取引金額と相殺しております。

２．賃貸料の受取については、減価償却費や損害保険料等を勘案し交渉により決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,237円49銭
(2) １株当たり当期純利益	21円88銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

不二硝子株式会社
　取締役会　御中

監査法人　元　和
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　由　久　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中　川　俊　介　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、不二硝子株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

不二硝子株式会社
　取締役会　御中

監査法人　元　和
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　由　久　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中　川　俊　介　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、不二硝子株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

不二硝子株式会社　監査役会

常勤監査役　原　田　眞　樹　㊞

社外監査役　井　上　眞　一　㊞

社外監査役　神　谷　　晋　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化と今後の事業展開への備えを図りつつ、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えするべく安定的・継続的な配当の実施を基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたく存じます。

①　配当財産の種類
　　金銭

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金７円50銭
　　配当総額　15,418,178円

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月29日

２．その他の剰余金に関する事項

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて社外監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

さらに、取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することが出来る旨及び業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約が締結することが出来るように現行定款27条を変更するものであります。

なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得て揺ります。

本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削除） （３）会計監査人
第５条～第16条　（条文省略）	第５条～第16条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数）	（員数）
第17条　当会社の取締役は、７名以内とする。	第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。
（新　設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法）	（選任方法）
第18条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第18条　取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
２．（条文省略） ３．（条文省略）	２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（任期）	（任期）
第19条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
2．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	3．増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
（新　　設）	4．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役・役付取締役および相談役・顧問） 第20条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	（代表取締役・役付取締役および相談役・顧問） 第20条　代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
2．取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各１名および常務取締役若干名を選定することができる。	2．取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各１名および常務取締役若干名を選定することができる。
3．（条文省略）	3．（現行どおり）
第21条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2．取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新　　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第23条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の決議方法等） 第23条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 ２．当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第24条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ２．（条文省略）	（取締役会の議事録） 第25条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ２．（現行どおり）
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（社外取締役との責任限定契約） 第27条　会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削　　除）
（員数） 第28条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　　除）
（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
（任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定することができる。	（削　　除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削　　除）
（監査役会の決議方法） 第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（削　　除）
（監査役会の議事録） 第34条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	（削　　除）
（監査役会規則） 第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削　　除）
（報酬等） 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（社外監査役との責任限定契約） 第37条　会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	第５章　監査等委員会 （常勤の監査等委員）
（新　　設）	第29条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。 （監査等委員会の招集通知）
（新　　設）	第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 （監査等委員会規則）
（新　　設）	第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第38条～第39条　（条文省略）	第32条～第33条　（現行どおり）
（報酬等）	（報酬等）
第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第34条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　　算	第７章　計　　算
第41条～第43条　（条文省略）	第35条～第37条　（現行どおり）
（新　　設）	附　則 （社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第87回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小熊信一（おぐましんいち） (1961年１月14日生)	1984年３月　当社入社 1991年６月　当社取締役 1993年６月　副社長 2001年５月　常磐硝子㈱取締役(現任) 2001年６月　当社代表取締役社長(現任)	981,738株
2	丸山光二（まるやまこうじ） (1957年６月21日生)	1980年３月　当社入社 1999年７月　総務部長 2001年６月　当社取締役 2008年５月　常磐硝子㈱監査役(現任) 2017年６月　当社常務取締役(現任)	4,700株
3	坂田俊一（さかたしゅんいち） (1956年３月14日生)	1974年３月　当社入社 2003年４月　品質保証部次長兼技術課長 2005年６月　当社取締役(現任) 2005年６月　品質保証部長 2015年10月　生産部長(現任)	3,700株
4	寺山博幸（てらやまひろゆき） (1961年11月７日生)	1980年３月　当社入社 2011年４月　品質保証部次長兼技術課長 2015年10月　品質保証部長(現任) 2017年６月　当社取締役(現任)	3,000株
5	※ 高濱英司（たかはまえいじ） (1966年１月３日生)	1984年３月　当社入社 2006年４月　経理課長 2010年４月　総務課長兼経理課長 2013年４月　総務部次長 2018年４月　総務部長(現任)	1,400株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．候補者小熊信一氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	猪瀬康晴（いのせやすはる） (1954年９月10日)	2001年６月　当社取締役(現任) 2015年10月　営業部長(現任)	1,900株
2	井上眞一（いのうえしんいち） (1960年８月11日生)	1986年12月　税理士試験合格 1990年10月　税理士登録(現在) 2010年６月　当社社外監査役(現任)	－株
3	神谷晋（かみやすすむ） (1961年６月27日生)	1987年10月　弁護士試験合格 1990年４月　弁護士登録(現在) 2016年６月　当社社外監査役(現任)	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．井上眞一氏及び神谷晋氏は、社外取締役候補者であります。

３．(1)井上眞一氏を社外取締役補者とした理由は、税理士としての専門的な知識と経験に基づき取締役の職務の執行を監査していただけると判断したからであります。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

(2)神谷晋氏を社外取締役補者とした理由は、弁護士として独立性を有し法律に関する豊富な経験と幅広い見識で、より公正な監査が可能になると判断したからであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．当社は、井上眞一氏及び神谷晋氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

５．当社は、井上眞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年６月28日開催の第74回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、５名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役猪瀬康晴氏及び監査役原田眞樹氏は本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、取締役猪瀬康晴及び監査役原田眞樹両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
猪瀬（いのせ）　康晴（やすはる）	2001年６月　当社取締役（現任）
原田（はらだ）　眞樹（まさき）	2013年６月　当社常勤監査役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都墨田区文花二丁目15番９号
当社本社会議室
ＴＥＬ　03（3617）5111

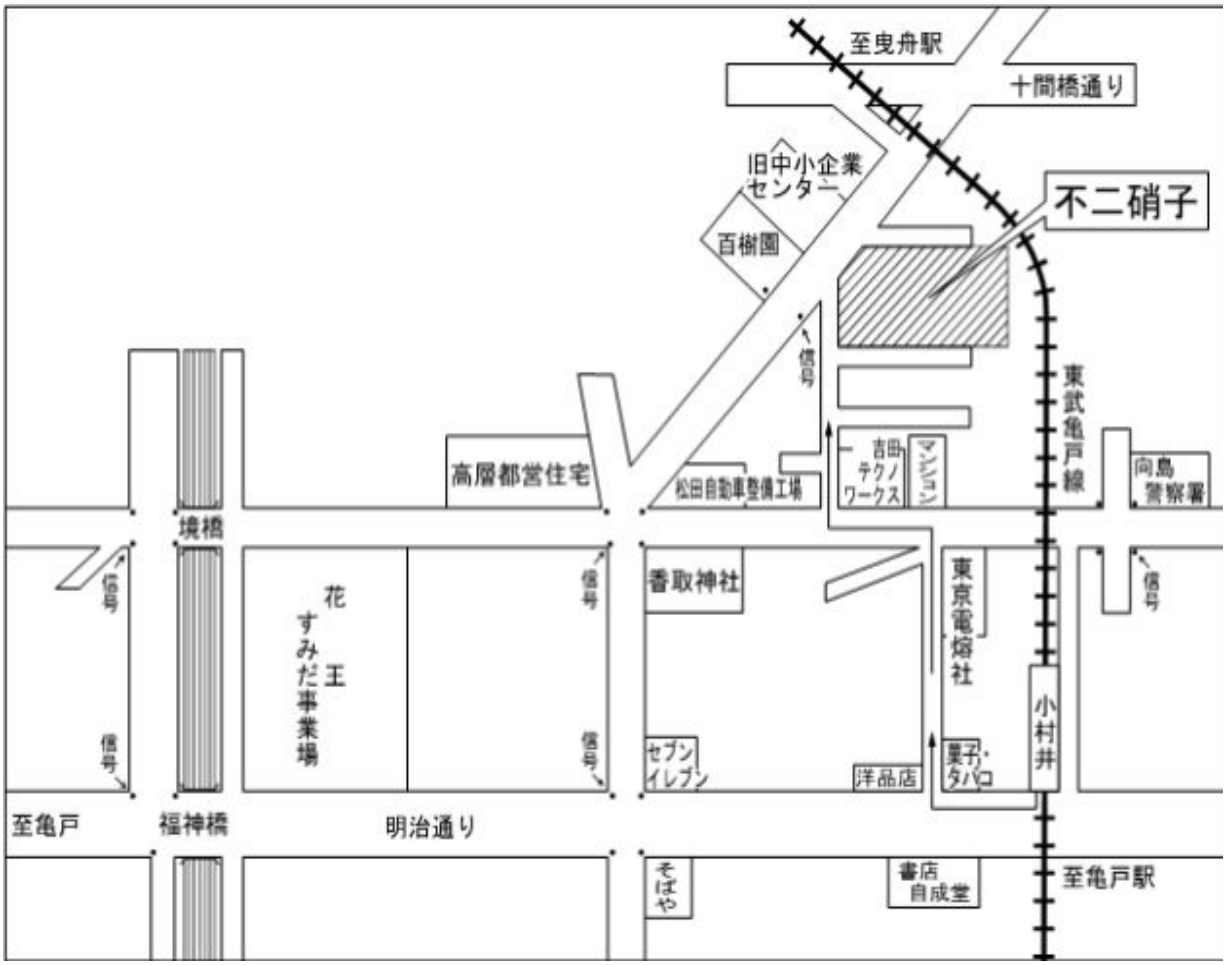

●交　通　　ＪＲ総武線『亀戸駅』下車　北口へ向かい
東武亀戸線に乗り換え
『小村井駅』下車（亀戸駅より３つ目）徒歩５分